

運営検討委からの報告

1970年5月 日本天文学会運営検討委員会

天文学会改革についての 総会申し合わせ

1970年5月13日
日本天文学会総会

運営検討委員会は、学会民主化の早期実現をめざして作業を進め、3月22日「日本天文学会の組織と運営の改善に関する答申」を、理事長あてに提出しました。この答申に盛り込まれている理念は、学会に大きく生かされることが望まれます。

評議会、理事会および運営検討委員会は、この線に沿って、学会改革の早期実現に努力し、今年秋までには、この答申を基調とする定款改正が実現されるべきです。これと併行して、理事および運営検討委員で、現在行なっている実施面での検討を進めるべきであります。

また、運営検討委員会は、答申を提出することによって本来の任務は終了したものとも考えられますが、現在に至った経過を考慮するならば、定款改正案確定までひきつづき活動を続けるべきであります。

はじめに

本誌先月号「学会だより」ですでに伝えられたとおり、3月末に運営検討委員会（以下、検討委と略す）が理事長に提出した、学会の改革についての答申にふくまれている定款改訂案は、春季年会の折の総会に上程されませんでした。これによって当初第1次検討委が予定していた学会改革の時期が都合1年は延びたこととなります。

答申提出と同時に、検討委は新しい定款の審議のために会員諸氏が総会に多数参加されるようアピールを出しました。これに応じて総会に出席された方々をはじめこの春に改革が決定されることを期待しておられた会員諸氏に、検討委はお詫びすると同時に、上程が実現されなかったことを深く残念に思います。そこで、このような事態にいたった経過とこれからの方針をここに報告し、諸兄からの御批判・御意見を期待します。

理事からの問題点

理事長は、検討委からの答申のとりあつかいについて理事の意向を聞くため、4月3日の理事会で討論を求めました。この会議には検討委から説明役として検討委員長が出席し熱心な討論がされました。いろいろの議論が

ありましたが、次のことを重大な問題点として強く指摘する意見がありました。それは、

1. 答申では不明確と思われること
 - (a) 評議員会と理事の役割との関係

答申では評議員会が学会事業の推進にあたるなど一般に評議員会の仕事が現行よりも拡大強化されている。そうすると会務を執行する立場の委員会（現行の理事会に対応するもの）との間に権限の競合が生じはしないか、また事業を行なうために必要な実務面の考慮がされずに評議員会が事業の推進を決めてしまうことはないだろうか。

- (b) 増加するであろう学会実務の処理方法

答申では研究者・教育者・同好者がそれぞれの立場での学会活動を強化することを新しい学会の重要なイメージとしているが、それに付随して当然実務が増える。この実務の処理方法が明確に示されていないのは困まる。

2. 学会の性格

改訂案どおりA会員とB会員を権利・義務において平等にすれば、たとえばA会員（ほとんどが同好者であろう）がB会員より多ければ学会活動がA会員中心のものに偏ってしまうおそれがある。

というように要約されます。これらについて理事のあいだでも、かなりの意見のちがいがありましたが、とりあえず出された問題点について、検討委と理事会が懇談会をもったり、また実務（庶務・会計）担当の理事と検討委が話し合いを十分した上で理事会としての答申に対する結論を出すことに決められました。

検討委の見解

ここで、上に述べられた問題点について検討委の考えをまず説明しておきましょう。

最初に、理事と評議員会の問題ですが、評議員会は学会の主要な問題を審議し決定する機関であって、会務を執行する役割の理事と、はっきり区別されています。現行の評議員会でも、学会のあり方や事業・活動について討論・決定を行ない理事に実行を求めることは可能ですが、定款には明記されておりません。答申の案では、評議員会が学会の活動に積極的な役割を果たすよう要求しているわけです。いうまでもなく、学会の重要な問題の決定には会員の意見や希望が強く反映されなければなりません。これを保証するために評議員は公選によって選出されるわけです。

評議員会で推進が決定された事業などが具体的にスムーズに実行されるためには評議員と理事とのあいだに十

分な理解と協力が必要です。そのために、研究・教育・同好など、それぞれの問題ごとに担当評議員を決めておき、理事と協力しあって事業の実現をはかるというスキームになっています。したがって、評議員会が実務の実情を無視して何かを決めることはありえないでしょう。

しかし仮りに評議員と理事との意見が最終的にどうしても一致しない場合、重要な問題ならば判断は総会に委ねられます。また一般に学会に関する責任と権限は、学会が社団法人であるわけですから、民法の規定によって当然理事にあるわけです。評議員会と理事との関係は従来の慣行とあまり変るところはないと考えられます。

つぎに実務増加の問題にうつります。これは一般の会員諸氏にはややわかりにくいかもしれませんが、理事会では最大の問題点であるとされ、また後で述べる総会でも議論がもっとも集中したことです。是非説明しておかねばなりません。ここいう実務とは主に庶務・会計の仕事です。現在、庶務および会計理事が2名づつおりますが、仕事のほとんどはこれらの人々（東京天文台の研究者）の献身的な奉仕と、学会の専任職員1名によって処理されています。

さて学会が新しい事業を行なうとすれば、資金の出入りや文書の作製、理事あるいは会員相互のあいだの連絡、調整また外部との交渉などの仕事が必要に増えます。事業・活動を円滑に運ぶためどのようにこの仕事を処理していけばよいのかは、学会の運営上基本的に重要なことです。ところで実務の処理方法は実際は行なう事業の性格、スケールによってずいぶん異なるものです。いまのところ学会改革後に行なわれる新しい活動はまだ具体的ではありませんので、実務の解決方法だけを具体化するわけにはまいりません。

蛇足ですが改革にもなって増えることが確実に1つあります。それは民主化の基本である選挙事務です。これについては選挙管理委員を理事とは別に置くよう定款案の細則で決めてあります。

ところで理事と検討委との話しあい、あるいは総会での討論であきらかになってきたのは、この問題の本質が新しい事業にもなう実務の増加ではなく、現在すでに学会運営で実務処理が限界に近い状態にあることです。年々会員は増加し、また出版、年会などの諸事業の規模も膨張を続けており、いまの処理方法では早晚いきづまるのが実情であることがわかりました。

「実務問題」の解決は、学会の組織の改革とは直接関係のない運営上の問題ともいえます。しかし、学会のあり方を改めようとする今度の機会は、近代的で合理的な実務処理の新しい方法を見出し実現する絶好のチャンスで、これを見逃がすことはできません。

こういう意味での実務一般の処理方法は、専任職員を

さらに増やす、事務の近代化をすすめる、出きる限り仕事の分担をはかるなど多くの解決策が考えられます。したがって、これらをふくむいろいろな可能性を、学会を組織・内容ともに新しい姿に移行させるための運営面での課題の一つとして、この機会に「実務問題」を、ある程度の時間をかけて解決していこうというのが検討委の立場です。

さて、3番目の問題、つまり学会の性格です。いうまでもなくこれについては度々アンケートなどを通して検討委が最も慎重に討論を重ねてきたものです。その結果として、研究・教育・同好を主な目的とする人たちが基本的に共同で学会活動をつづけることが確認されている以上、現行のような差別は許されません。ここで注意していただきたいのは、それぞれの目的をもつ会員が区別なしに学会運営をしていくというのではないことです。おたがいに立場を尊重し、協力しながら各々の特質を活かし育てる学会活動を答申は示しています。研究者、教育者、同好者が各々の立場で自主的に積極的な活動をおこなうのが新しい学会像で、そのような段階に達したときあらためて将来の学会のあり方、たとえば部会制などいろいろの形態が議論されることを方向として指しています。

したがって、研究者は学会の主導権が研究者以外の会員に移ってしまうことを懸念するよりも、自からの立場の学会活動を一層発展させ、同時に他の立場の会員の活躍を理解し期待することが必要なのです。

なお、検討委では会員の種別ごとに評議員の定数を設けることをかなり検討しましたが、教育・同好関係の活動が未知数である現在はこれを決定することは困難であるし、むしろ現状では、これらの関係者のうちから評議員が選出されるよう強く希望するという結論となりました。

総会まで

さて話を4月3日の理事会以後の経過にもどしましょう。理事会で意見として出た問題点について検討委では前項のような趣旨の意見とともに、総会に定款案が上程されるよう理事会での議論を早急にすませることを求める要望書を、理事長以下全理事に5日付けで送りました。また理事会と検討委の懇談会が9日にもたれ、議論は煮詰められて、「実務問題」が焦点となり、この解決策について理事、とくに庶務・会計両理事と検討委のあいだに合意ができれば、理事会は答申を認める旨を表明しました。

そこで検討委では理事と学会実務の経験者の協力を得て現在の実務の分析を行ない分担という方向の可能性を検討することに決め、この方向についてふたたび庶務・会計の両理事と話しあいの機会をもちましたが、十分な

一致は得られず、またすでに4月下旬のことであり、18日に評議員会が開かれたあとのことでした。このような経過によって、理事長が通常総会に改革案を上程することは時間的に不可能になってしまいました。

総会と今後の方針

上のような事態になった時点で検討委では理事長に書簡を送り、総会において答申の説明を検討委から行なうことと今後の検討のすすめ方を討論することを要望しました。総会では約2時間にわたり答申についての活発な討論がおこなわれました。議論は先きに説明した問題点が主な論点となり、ことに「実務問題」が焦点でありました。これがすべての前提であって解決策の如何によっては答申を認めるわけにはいかないとする立場と、解決策は見出せるから答申を認めるべきであるという意見の会員が、それぞれ具体的な例やデータなどを示しながらの議論を経て、はじめに記述したような“申合せ”を総会として採択しました。

つまり、評議員会・理事(会)・検討委は答申の理念に沿って実務問題の検討をおこない、1970年秋までには定款改正を実現せよというわけです。(総会の詳しい議事については、本誌8月号に公式の報告があるとのことです)

この方針にもとづき翌日、理事会は理事と検討委からなる作業班を設置し具体的に仕事をすすめることを提起

しましたので、検討委ではこれを了承し作業班の構成・人選についての提案をふくめ、5月中にも作業がはじめるよう理事長あてに返事をしました。この月報が会員諸氏の手もとに届く頃にはすでに作業が着々とはかどっているであろうと期待しています。

おわりに

以上のようなわけで検討委の仕事は学会のあり方というこれまでのテーマから学会の実務をどう解決していくかという技術的な問題が中心になります。したがって現在の理事諸氏ならびにかつて学会実務を担当されたことのある方々が、これまでの経験を新しい学会運営に積極的に生かすよう、検討委に協力して下さることを心から希望しています。

また一般の会員の方々には、会員として実務処理にどのように参加するか、つまり人的・経済的な参加の方法や近代化へのいろいろの提案や意見などを月報の投稿や理事会、検討委などへの手紙などによって積極的に出して下さるよう協力をおねがいします。なおこれとは別に、新しい学会活動のビジョンはまだまだ不足しております。これがなければ形だけの改革になってしまいます。いままでも増して会員諸兄からの活発な御意見を期待しております。

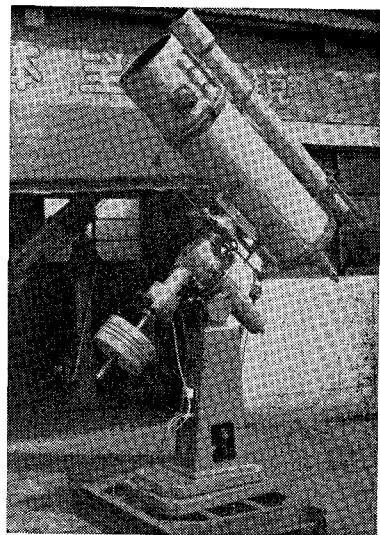
西村製の反射望遠鏡

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 30cm “A” | カセグレン・ニュートン兼用
10cm 屈折望遠鏡 (f/15) |
| “B” | カセグレン焦点
15cm 屈折望遠鏡 (f/12) |
| 40cm “A” | カセグレン・ニュートン兼用
15cm 屈折望遠鏡 (f/15) |
| “B” | カセグレン焦点
20cm 屈折望遠鏡 (f/12) |

株式会社 西村製作所

京都市左京区吉田二本松町27
電話 (771) 1570, (691) 9589

カタログ実費90円郵券同封



30 cm 反射望遠鏡

ニュートン・カセグレン兼用